

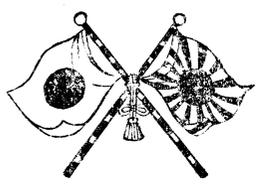
を進めてゐる。協議會の構成は、會長及び協議員を以て組織される。會長は知事を以て之に充て、協議員は知事が委嘱することになつてゐる(尤も警察署經濟警察協議會に付ては警察署長が會長となり、協議員の銜階範圍も亦自ら限定せられてゐる)此の協議會は

- 一 時局の認識、統制諸法令の趣旨内容を充分に經濟團體員に周知徹底せしめ業界をして進んで國策に協力せしむるの方策
- 一 統制諸法令の違反防止に關する事項
- 一 統制諸法令の實施の結果生ずる轉業離職の問題

一 暴利行爲の抑壓に關する事項
一 其の他經濟警察運用上實效を擧ぐるため必要な事項

を協議するのであるが、之は單なる諮問機關でも亦決議機關でもなく、經濟警察運用上の實效を擧ぐるため設置されたる事實上の機關であるから、其の協議する内容も警察運用上の實效を擧ぐべき方策に關する事項である限り全然自由

である。又協議會は事實上の機關であるから、決議事項にして實力を必要とするものに付ては各其の系統に於て之を實行するの要がある。次に協議會は常設とし、必要に應じ會長が之を招集することになつてゐる。尙ほ既設の物價調査委員と緊密な連絡を計り、物價調整協力者制度と協議會との圓滿なる連絡協調に留意しなければならぬことは申すまでもない。



軍事援護事業

一 覽 表

▲軍人遺族援護

- 一 恩 典 及 優 遇
- (1) 扶助料及一時扶助料
- (2) 金鵞勳章年金
- (3) 死歿者特別賜金

(17)(16)(15)(14)(13)(12)(11)(10)(9)(8)(7)(6)(5)(4)

- 行賞賜金
- 死亡賜金及埋葬料
- 軍人遺族記章
- 煙草小賣營業指定ノ優先的取扱
- 收入印紙賣捌許可ノ特別取扱
- 相續税並ニ扶助料收入ニ對スル租税ノ免除
- 鐵道運賃ノ無償及割引
- 授業料託兒料ノ減免
- 簡易保險及郵便年金ノ特別取扱
- 公式式典會同等ニ於ケル優遇
- ラヂオ聴取料並ニ許可料ノ免除
- 戶籍又ハ寄留ニ關スル手数料免除
- 政府米拂下ノ優先的取扱
- 遺兒靖國神社參拜

- (18) 工業所有權出願ニ對スル特別取扱
- (19) 其ノ他

- 二 軍助扶助法ニ依ル扶助
- 三 法外援護
- 四 遺兒育英
- 五 授職補導
 - (1) 一般的授職補導
 - (2) 教員養成
- 六 金融及負債整理
 - (1) 扶助料立替前貸
 - (2) 生業資金貸付
 - (3) 厚生資金貸付
 - (4) 恩給金庫法ニ依ル金融
 - (5) 商工省振興資金金融
 - (6) 臨時農村負債處理法ニ依ル負債整理

- 七 準扶助料給付金
- 八 勞力援助
- 九 弔慰其ノ他精神的援護
- 十 身上相談

- (1) 軍事援護相談所
- (2) 人事調停
- (3) 其ノ他

一 ▲傷 痍 軍 人 保 護
恩 典 及 優 遇

- (1) 恩 給
- (2) 轉免役賜金
- (3) 金 鵒 勳 章 年 金
- (4) 行 賞 賜 金
- (5) 軍 人 傷 痍 記 章
- (6) 煙 草 小 賣 營 業 指 定 ノ 優 先 的 取 扱
- (7) 收 入 印 紙 賣 捌 許 可 ノ 特 別 取 扱

- (8) 租 税 ノ 減 免
- (9) 鐵 道 運 賃 ノ 無 賃 及 割 引
- (10) 授 業 料 ノ 減 免
- (11) 公 式 式 典 會 同 等 ニ 於 ケ ル 優 遇
- (12) ラヂオ聽取料免除
- (13) 工 業 所 有 權 出 願 ニ 對 ス ル 特 別 取 扱

二 軍 事 扶 助 法 ニ 依 ル 扶 助

三 醫 療 保 護

四 傷 兵 院 法 ニ 依 ル 保 護

五 職 業 保 護

- (1) 入 營 者 職 業 保 障 法 ニ 依 ル 保 護

職 業 再 教 育

- (2) 其ノ他

六 遺 兒 育 英

金 融 及 負 債 處 理

- (1) 恩 給 立 替 前 貸

- (2) 生 業 資 金 貸 付
- (3) 厚 生 資 金 貸 付
- (4) 恩 給 金 庫 法 ニ 依 ル 金 融
- (5) 商 工 省 振 興 資 金 金 融
- (6) 臨 時 農 村 負 債 處 理 法 ニ 依 ル 負 債 整 理

- 八 勞 力 援 助
- 九 慰 問 慰 藉 其ノ他 精 神 的 援 護
- 十 身 上 相 談

歸 郷 軍 人 援 護

一 職 業 保 護

- (1) 入 營 者 職 業 保 障 法 ニ 依 ル 保 護
- (2) 職 業 ノ 斡 旋

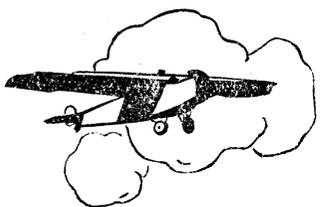
二 生 業 援 護

三 生 業 資 金 貸 付

四 醫 療 保 護

五 生 活 援 護

六 其ノ他



支 那 事 變 國 債 及
蓄 貯 債 券 賣 出

東亞新秩序の建設に我が國は、國家の總力を擧げてその聖戰目的の達成に邁進してゐるのであるが、情勢の推移に伴ひ銃後國民は重大覺悟を要するのである。殊に國民貯蓄は興亞大業の財政基礎を強固にしその運用を圓滑ならしむる上に頗る重要性を有してゐるのである。

政府は今回支那事變國債(第十三回)を發行し十二月十一日から二十二日まで全國郵便局で賣出すこととなり、又第十四回割増金附支那事變貯蓄債券を發行して日本勸業銀行をして十二月十一日から三十一日までの間に於て賣出すこととなつたが、その各條件は次の通りであつて國

債と謂ひ債券と謂ひ、これが國民消化は國力伸
展の原動力となるのであります。貯蓄報國の強
調せらるゝ折柄此の度發行の時期は年末に於け
る賞與月を控へてゐるので誠に好機となつてゐ
ます。官民一致これが購入につき一段の協力を
なして銃後の御奉公を望む次第であります。

●國債について

- 一 國債の種類
 - イ 利札附國債二十五圓券から
 - ロ 割引國債十圓券及二十圓券の二種
 - ニ 賣出値段
- (1) 利札附國債二十五圓券—二十四圓五十
錢 五十圓券—四十九圓 百圓券
—九十八圓 五百圓券—四百九十圓
千圓券—九百八十圓
- イ 利率 年三分五厘
- ロ 利廻 年三分六厘八毛
- ハ 利拂期日 三月一日、九月一日の二回
- ニ 償還期限 昭和三十二年三月一日 (十七

- ホ 元利金 全國郵便局
支拂場所 日本銀行本支店及代理店
- (2) 割引國債 十圓券—七圓
二十圓券—十四圓
- イ 償還期日 昭和二十五年一月二十八日 (十
年を経て額面で償還されます)
- ロ 支拂場所 全國郵便局 日本銀行本支店
及代理店

三 保管及税金

イ 國債を登録國債として置けば盜難や紛失の
心配なく、その方法は日本銀行の本支店及代
理店に請求してその記帳を頼むので料金は不
要なり、又郵便貯金者は郵便局に持参すれば
郵便局賣出しの國債は一枚につき十錢の保管
料で償還の日まで安全保管がしてもらへます

◆貯蓄債券について

- 一 發行總額 額面七千五百萬圓 賣出總額五千
萬圓 (六百萬圓)

- 二 賣出價格 一枚十圓 (額面十五圓) と五圓
(額面七圓五十錢)
- 今回賣出の債券は十圓券と五圓券の二種類
で償還のときは十圓券は十五圓五圓券は七
圓五十錢となつて還る。

三 抽籤 (毎年四月と十月の二回) 明年
四月を初回抽籤とし最終の昭和三十二年
四月まで十七年間に合計三十五回の抽籤
が行はれる。

四 割増金

- 十圓券には 一等 千五百圓
二等 百圓
三等 十圓
 - 五圓券には 一等 七百五十圓
二等 五十圓
三等 五圓
- の割増金が抽籤毎につきまます。

五 賣出場所 日本勸業銀行、本支店、出張所
全國郵便局、主なる銀行、信託
會社、無盡會社、信用組合等

六 税金 この債券には税金は一切かゝらな
い

十圓券 (四十組分)	
初回抽籤の割増金	
一等	千五百圓
二等	百圓
三等	十圓
自第二回 至第五回	抽籤の割増金
一等	千五百圓
二等	百圓
三等	十圓
第六回以後も多數附きます	



滿洲開拓懇談會

本縣滿洲農業移民第八次本隊の入植地は、北滿の寶庫地帯とも云はれる處で、非常に地味肥沃にして農業經營上有利な條件に恵まれて居り、現在四十五名の先遣隊が日夜孜々として新天地の開拓に従事してゐるが、縣社會課では更に十二月二十日まで七十名の本隊を募集し、來春二月頃送出して鳥取郷を建設することになった。尚ほ之が本隊の送出の萬全を期するため、拓務省滿洲移住協會から講師の來縣を求め、十二月五日から九日までの五日間に亘り、左の五ヶ所に於て午後一時から滿洲開拓懇談會を、又夜は映畫會、或は部落の座談會を開催することになった。

十二月五日 東伯郡 由良町
 六日 同 矢送村
 七日 日野郡 神奈川村
 八日 西伯郡 崎津村

昭和十四年十二月一日印刷
 昭和十四年十二月一日發行

九日 岩美郡 倉田村

十一月二十二日發行「週報」並「寫眞週報」掲載内容
 左記ノ通

- 週報第六十二號掲載内容
- 新嘗祭の御儀 (宮内省)
- 戦時食糧充實運動 (農林省)
- 時局と家庭教育 (文部省)
- 臺灣の精神 (臺灣總督府)
- 戦時統制物資講座
- 非鐵金屬 (商工省)
- オランダ、ベルギーの危機 (外務省情報部)
- 寫眞週報第九十二號掲載内容
- 君等を迎へに歸つたぞー内地に歸還した滿蒙開拓青少年義勇軍代表現地報告隊ノ活躍
- 中支に拜す參謀總長宮殿下
- 北滿は黄金の大地
- お米の科學—今國民主食糧として問題になつてゐる七分搗米の正體は?
- 海外通信—動亂ヨーロッパの表情
- 油頭も平常通り
- ハイキングにもこの用意—家庭急救箱その十二
- 讀者のカメラ

發行者 鳥取縣鳥取市東町 縣
 印刷所 鳥取縣氣高郡大正村大字古海支所